

平成 17 年 10 月 26 日

各 位

東京都新宿区西新宿八丁目 11 番 1 号 日東星野ビル 3 階

(登記上の住所：東京都江東区東陽二丁目 3 番 20 号)

株 式 会 社 ア プ レ シ オ

代 表 取 締 役 馬 場 正 信

(コード番号：2460 セントレックス)

問い合わせ先 取締役管理本部長 小林 伸 吉

電話番号 03 - 5337 - 0031

新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、当社株式の株式会社名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 2,000株 |
| (2) 発行価額 | 未定 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、エイチ・エス証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、KOB E証券株式会社、東海東京証券株式会社、エンゼル証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス・ビーンズ証券株式会社、アイティーエム証券株式会社、IPO証券株式会社、ジェフリーズ証券会社東京支店、NIS証券株式会社に全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案したうえで、平成 17 年 11 月 16 日に決定するものとする。
ただし、引受価額が発行価額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (4) 申込株数単位 | 1株 |
| (5) 払込期日 | 平成 17 年 11 月 28 日（月曜日） |
| (6) 配当起算日 | 平成 17 年 10 月 1 日（土曜日） |
| (7) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、 | 今後の取締役会において決定する。 |
| (8) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 1,000株
(2) 売 出 価 格 未定(売出価格は、上記1.に記載の一般募集における発行価格と同一とする。)

(3) 売出株式の所有者及び売出株式数

売出株式の所有者の氏名	住 所	売出株式数
エムエイチシー第三号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋兜町4番3号	145株
投資事業組合オリックス8号	東京都港区浜松町二丁目4番1号	144株
みずほキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町4番3号	108株
MTI インキュベーションファンド2000投資事業組合	東京都中央区京橋二丁目5番21号	108株
馬場正信	埼玉県川口市戸塚一丁目23番11号	102株
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋二丁目14番1号	90株
SMBCキャピタル3号投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋一丁目2番1号	84株
オリックス7号投資事業有限責任組合	東京都港区浜松町二丁目4番1号	72株
エンゼル・ブイビー投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3-1000	72株
NVAファンド・ILY1号投資事業組合	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	33株
エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社	東京都中央区京橋一丁目2番1号	21株
NVAファンド・ILY2号投資事業組合	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	21株

- (4) 売 出 方 法 エイチ・エス証券株式会社に全株式買取引受させる。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合は、株式売出しも中止とする。
- (5) 受 渡 期 日 平成17年11月29日(火曜日)
- (6) 売出価格、その他株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (7) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

- (1) 発行新株式及び売出株式数
- | | |
|------------|-------------|
| (イ) 発行新株式数 | 普通株式 2,000株 |
| (ロ) 売出株式数 | 普通株式 1,000株 |
- (2) 需要の申告期間 平成17年11月10日(木曜日)から
平成17年11月15日(火曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成17年11月16日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価格で、
仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 平成17年11月18日(金曜日)から
平成17年11月24日(木曜日)まで
- (5) 払込期日 平成17年11月28日(月曜日)
- (6) 配当起算日 平成17年10月1日(土曜日)
- (7) 株券受渡期日 平成17年11月29日(火曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	14,112.75株
今回の増加株式数	2,000株
増資後の発行済株式総数	16,112.75株

3. 増資資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 559,600 千円(注)については、新規出店資金に充当する予定であります。

(注) 有価証券届出書提出時における想定発行価格(315,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

事業基盤の安定と一層の拡充に備えるために必要な内部留保の充実を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を統合的に勘案して、配当の実施について決定しております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、将来の事業展開に対処すべく、新規出店資金及び人材育成資金等に充当する所存であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

(3) 今後の株主に対する利益処分の具体的増加策

公募増資後、株式分割等を行うことにより、株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額	40,103.52 円	2,009.67 円	3,566.25 円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)
実績配当性向	- %	- %	- %
自己資本利益率	193.4%	3.2%	3.2%
株主資本配当率	- %	- %	- %

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び当期純損失金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

3. 当社は、平成 17 年 8 月 5 日付で株式 1 株につき 3 株の分割を行っております。株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成 15 年 6 月 23 日付名証自規 G 第 11 号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。

なお、当該数値については、中央青山監査法人の監査を受けておりません。

	平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額	13,367.84 円	669.57 円	1,188.63 円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当額)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

5．配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への配分については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4．株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。